

高齢者医療制度の見直しについて



70歳から74歳の方の窓口負担について

平成20年4月から平成21年3月までの一年間、窓口負担が1割に据え置かれます。

※負担割合が3割の方、後期高齢者医療制度の対象となる方は除きます。

◎昨年の制度改正「70歳から74歳の方の窓口負担については、平成20年4月から2割負担に見直されること」とされていたものを据え置くものです。

後期高齢者医療制度

平成20年4月1日現在、75歳以上の方及び65歳以上74歳以下で障害認定を受けている方が加入し、都道府県ごとに置かれた広域連合(全市町村加入)が運営します。

後期高齢者医療制度における75歳以上の被扶養者の保険料について

【保険料】①+②=保険料額となります。

①均等割 37,462円

②所得割(総所得-基礎控除33万円)×7.6%

なお、被用者保険(※)の被扶養者から後期高齢者医療制度の被保険者となった方は、平成20年4月から9月までの6か月間は無料とし、平成20年10月から平成21年3月までの6か月間は均等割保険料額が9割減額されます。

(※)会社等に勤めている方の健康保険

◎昨年の制度改正「被用者保険の被扶養者の方については、後期高齢者医療制度の被保険者となった日の属する月から2年間、均等割保険料額を5割軽減すること」とされていたものを、今回の措置はそれに加えて行うものです。

問合せ先: 保険年金課 国保グループ(内線140)・年金医療グループ(内線142)

パートタイム労働法が変わります

平成20年4月1日施行

少子高齢化や労働力人口が減少する社会において、パートタイム労働者とその能力を發揮できる雇用環境を整えるため、パートタイム労働法が改正され、平成20年4月から施行されます。

改正法の概要

◆労働条件の文書交付・説明義務
◆通常の労働者との均衡のとれた待遇の促進
◆通常の労働者への転換の推進
◆苦情処理・紛争解決の援助等

パートタイム労働者を一人でも雇っている事業主の方へ

- ① 雇入れの際、労働条件を文書などで明示してください。
- ② 雇入れの後、パートタイム労働者から求められた場合は、待遇の決定に当たって考慮した事項を説明してください。
- ③ パートタイム労働者から通常の労働者へ転換するチャンスを整えてください。
- ④ パートタイム労働者と通常の労働者の均衡のとれた待遇のため、賃金(基本給・賞与・役付手当等)は、パートタイム労働者の職務の内容、意欲、能力、経験などを勘案して決

- 定するよう努めてください。
- ⑤ 通常の労働者と同視すべきパートタイム労働者に対しては、すべての処遇(賃金、教育訓練、福利厚生等)に関して、パートタイム労働者であることを理由に差別的に取り扱うことが禁止されています。
 - ⑥ パートタイム労働者から苦情の申し出を受けたときは、自主的に解決するよう努めてください。

パートタイム労働者の方へ

- ① 雇入れの際、労働条件を文書などで確認しましょう。
- ② 雇入れの後、待遇の決定に当たって考慮した事項を説明してもらえます。
- ③ パートタイム労働者の待遇は、その働きや貢献に応じて決定されます。
- ④ パートタイム労働者から通常の労働者へ転換するチャンスが生まれます。
- ⑤ パートタイム労働者と事業主の苦情・紛争の仕組みが整えられます。

問合せ先▼茨城労働局雇用均等室
0296(224)6288

いばらき不動産の街並み提案型分譲地

プレストンガーデン旭町 好評分譲中

平均区画面積107坪の大区画 詳しくは [いばらき不動産](#) [検索](#)

株式会社 **いばらき不動産** TEL.0296-78-5545
E-mail ibaraki@if-sun.co.jp